

組合員の皆さまへ  
平成20年1月1日から

# 貸付利率(特例)が上がります!!

共済組合の貸付事業にかかる組合員への貸付けは、預託金管理経理から借り入れた資金により行っています。

このたび、預託金管理経理の余裕金(※1)を他の経理単位に貸し付ける場合の利率の特例利率が見直されたことにもない、特例利率を変更することになりました。

共済組合の貸付事業にかかる組合員への貸付利率は、原則は奈良県市町村職員共済組合貸付規則第7条第1項に規定する3.46%(災害貸付2.88%、在宅介護対応住宅貸付3.20%)ですが、長期給付事業の財政の安定に配慮して、現在2.26%(災害貸付1.88%、在宅介護対応住宅貸付2.0%)の特例利率が適用されています。

しかしながら、被用者年金の一元化(関連法案を平成19年4月13日閣議決定・同日第166回通常国会提出)において、これまで共済組合の独自資金であった長期給付積立金は厚生年金の積立金と共通財源に位置づけられ、共通ルールに基づき、全国市町村職員共済組合連合会において管理・運用を行うこととされたことなどから、預託金管理経理の余裕金を貸付経理等へ貸付けを行う場合の利率が引き上げられました。

さらに、共済組合の貸付金利と市中金利との適合を図ることなどから、共済組合の貸付事業にかかる組合員への貸付金特例利率2.26%(災害貸付1.88%、在宅介護対応住宅貸付2.0%)は、平成20年1月1日から平成20年6月30日の間は2.46%(災害貸付2.05%、在宅介護対応住宅貸付2.20%)に、平成20年7月1日から平成21年6月30日の間は2.66%(災害貸付2.22%、在宅介護対応住宅貸付2.40%)へと段階的に引き上げられることとなりました。

また、下表のとおり財政融資資金利率(※2)が一定の率を上回る場合、財政融資資金利率の金利に応じた変動利率により貸付利率(特例利率)(※3)が設定されることとなります。

※1 預託金管理経理の余裕金：平成19年4月1日から全国市町村職員共済組合連合会から預託金として運用を委ねられている資金で、いわゆる長期給付積立金。

※2 財政融資資金利率：国債の市場流通金利を基準として財務大臣が毎月定める利率。

※3 特例利率：財政融資資金利率の金利に応じた変動利率。

## ◎奈良県市町村職員共済組合貸付規則附則

(利率：%)

財政融資資金利率	普通・特別住宅貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付	備 考
3.2～	3.46	2.88	3.20	特例期間が終了した日の属する月の末日(理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長が定める日)
3.1	3.36	2.80	3.10	毎年の1月1日および7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率
3.0	3.26	2.72	3.00	
2.9	3.16	2.63	2.90	
2.8	3.06	2.55	2.80	
2.7	2.96	2.47	2.70	
2.6	2.86	2.38	2.60	
2.5	2.76	2.30	2.50	
～2.4	2.66	2.22	2.40	財政融資資金利率の改定日(理事長が必要と認める場合は、その日から3月以内で理事長が定める日)

## ◎平成20年1月1日から平成20年6月30日までの間

(利率：%)

財政融資資金利率	普通・特別住宅貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付	備 考
2.6～ 上段19年度 下段20年度	2.86	2.38	2.60	特例期間が終了した日の属する月の末日(理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長が定める日)
	3.26	2.72	3.00	
2.5	2.76	2.30	2.50	毎年の1月1日および7月1日から、1月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率
2.4	2.66	2.22	2.40	
2.3	2.56	2.13	2.30	
～2.2	2.46	2.05	2.20	財政融資資金利率の改定日(理事長が必要と認める場合は、その日から3月以内で理事長が定める日)

## ◎平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間

(利率：%)

財政融資資金利率	普通・特別住宅貸付	災害貸付	在宅介護対応住宅貸付	備 考
3.0～ 上段20年度 下段21年度	3.26	2.72	3.00	特例期間が終了した日の属する月の末日(理事長が必要と認める場合には、当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長が定める日)
	3.46	2.88	3.20	
2.9	3.16	2.63	2.90	毎年の1月1日および7月1日から、1月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率
2.8	3.06	2.55	2.80	
2.7	2.96	2.47	2.70	
2.6	2.86	2.38	2.60	
2.5	2.76	2.30	2.50	
～2.4	2.66	2.22	2.40	財政融資資金利率の改定日(理事長が必要と認める場合は、その日から3月以内で理事長が定める日)